

徳島県告示第三百十九号

次の表の上欄に掲げる法令の規定により、令和五年五月一日同表の中欄に掲げる事務をそれぞれ同表の下欄に掲げる私人に委託した。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

法令の規定	事務	私人
<p>地方自治法 施行令（昭和二十二年 政令第十六号）第百五 十八条第一 項及び第百 五十八条の 二第一項</p>	<p>スマートフォン等のアプリケーションを 利用して納付される次に掲げる歳入の収納 事務</p> <p>一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条 例第三十一号）第三条に規定する県税等 に係る徴収金 六 分担金 七 不動産売払代金 八 過料 九 第一号、第二号、第六号及び前号に掲 げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第 四号及び第七号に掲げる歳入に係る遅延 損害金</p>	<p>楽天ペイメント株式会社</p>
<p>児童福祉法 （昭和二十 二年法律第 百六十四号 ）第五十六 条第三項</p>	<p>スマートフォン等のアプリケーションを 利用して納付される児童福祉法第五十六条 第二項の規定による徴収金の収納事務</p>	
<p>道路交通法 （昭和三十 五年法律第 百五号）第 五十一条の 十六</p>	<p>スマートフォン等のアプリケーションを 利用して納付される道路交通法第五十一条 の四第四項の放置違反金の収納事務</p>	